

（番号灯）

第49条 番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

- 一 普通自動車であって、車両総重量が8 t以上のもの、最大積載量が5 t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあつては、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.11.（種別2 bに係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の規則5.11.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第148号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
 - 二 自動車（前号、次号及び第4号に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯にあつては、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.11.（種別2 bに係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の規則5.11.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第148号の規則3.5.1.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
 - 三 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.11.（種別2に係るものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の技術的な要件（同規則の規則4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
 - 四 カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあつては、別添63「番号灯の技術基準」に定める基準とする。
- 2 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第3項の告示で定める基準は、

二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第 48 号の技術的な要件（同規則第 6 改訂版補足第 11 改訂版の規則 5.及び 6.に限る。）に定める基準とする。